

**大阪府青少年健全育成条例の
改正（案）について
（淫行処罰規定の見直し）**

青少年・地域安全室

目次

1. 大阪府青少年健全育成条例（第**39**条）について
2. 児童に対する主な性犯罪規定について
3. 見直しの背景
 - 3-1** スマートフォンの所持率と被害児童数の推移
 - 3-2** 被害児童が被疑者に会った理由と性被害の実例
4. 青少年健全育成審議会における審議経過
5. 提言を踏まえた府としての考え方
 - 5-1** 規制の対象範囲について
 - 5-2** 構成要件について
6. 条例改正（案）
 - 6-1** 条例改正（案）
 - 6-2** 他府県条例の規定状況
 - 6-3** 新旧対照表

《参考資料》

- ・更なる教育啓発の取組①②

1. 大阪府青少年健全育成条例（第39条）について

1

条例の目的

- 青少年を取り巻く社会環境を整備し、及び青少年をその健全な成長を阻害する行為から保護し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的に制定（昭和59年11月1日 施行）

第39条（淫行処罰規定）について

- 青少年に対する淫らな性行為及びわいせつな行為を禁止
- 青少年の性を弄ぶ心ない大人から青少年を保護し、行為者の社会的責任を追及するとともに、青少年に正しい性意識を持たせる一助とするため設置

現行

（淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）

第三十九条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第二条第二項に該当するものを除く。）。
- 二 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。**
- 三 性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。
- 四 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

⇒**現行 2号は、専ら性的欲望を満足させる目的と青少年を威迫し、欺き、困惑させる手段の双方が認められる場合に適用が可能。**

2. 児童に対する主な性犯罪規定について

- 児童（18歳未満）に対する性的行為を規制する主な現行法令は次のとおり。

年齢	性行為等に伴う要件					
	なし	暴行・脅迫	対象供与 (買春)	淫行 させる (最判：事実上の 影響力)	威迫・欺き ・困惑	青少年の心身の未成熟に 乗じる 単に自己の性的欲望を 満足させるため
18歳以上		○				
13歳～18歳未満		○	○	○	○	○
13歳未満	○		○	○	○	○
適用法令	刑法 強制性交等 (177条)	刑法 強制性交等 (177条)	児童買春禁止法 児童買春 (4条)	児童福祉法 淫行罪 (34条1項6項)	現行条例 第39条第2号	改正後 条例 第39条第2号

・強制性交等罪（刑法第177条）

13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交等をした者は、強制性交等の罪とする。13歳未満の者に対し性交等をした者も、同様とする。（5年以上20年以下の懲役）

・児童買春罪（児童買春・児童ポルノ禁止法第4条）

児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

・児童に淫行させる罪（児童福祉法第34条第1項第6号）

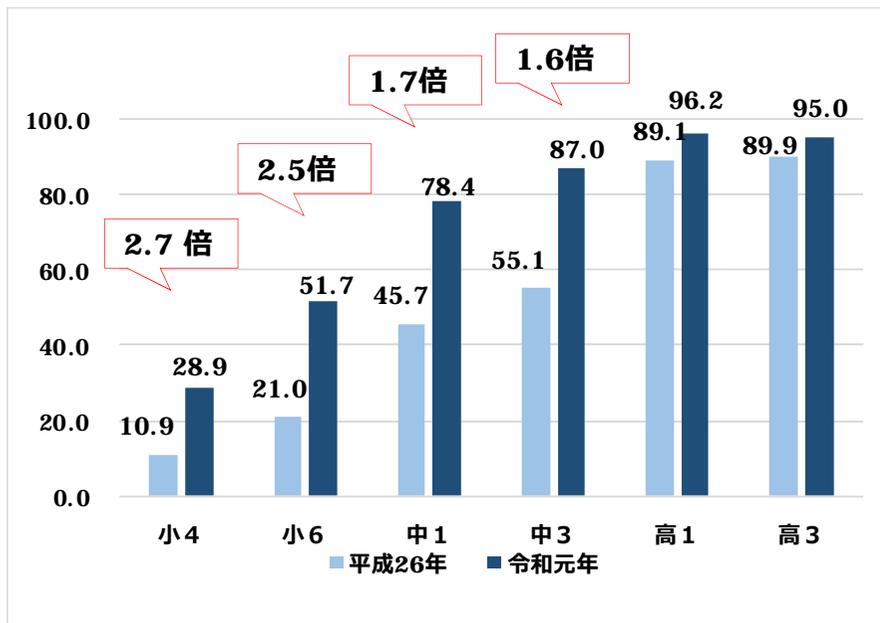
何人も、児童に淫行をさせる行為をしてはならない。（10年以下の懲役又は300万円以下の罰金）

3-1 見直しの背景①

- 昨今、スマートフォン等の普及により、青少年を取り巻く環境が大きく変化。

大阪府内小・中・高校生スマートフォン所持率

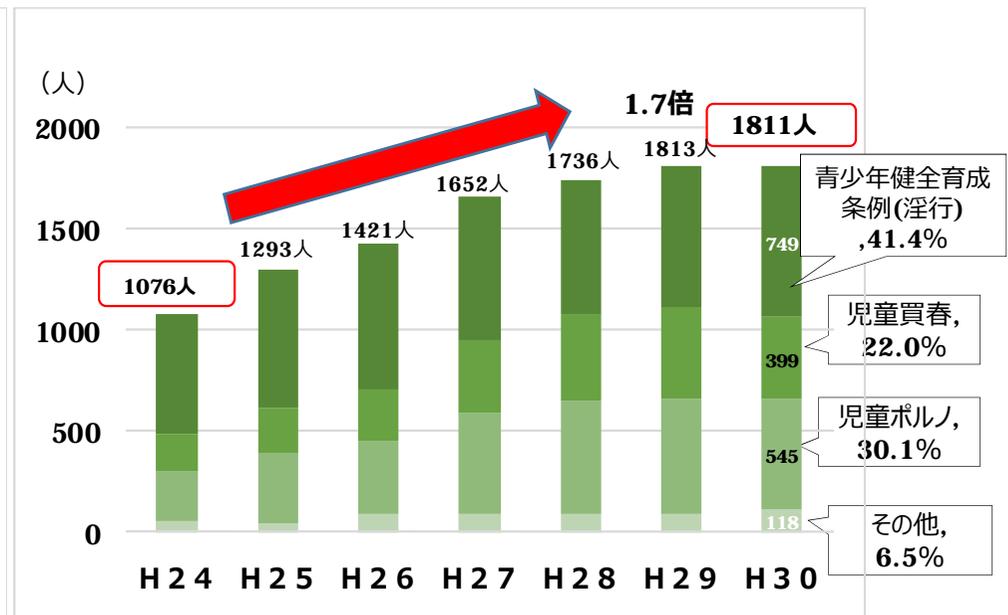
スマホ所持率は、5年間で急増し、
小学6年生で約5割、中学3年生で約9割



大阪府「OSAKAスマホアンケート」

SNSに起因する被害児童数（全国）

平成30年の被害児童数は、平成24年の1.7倍

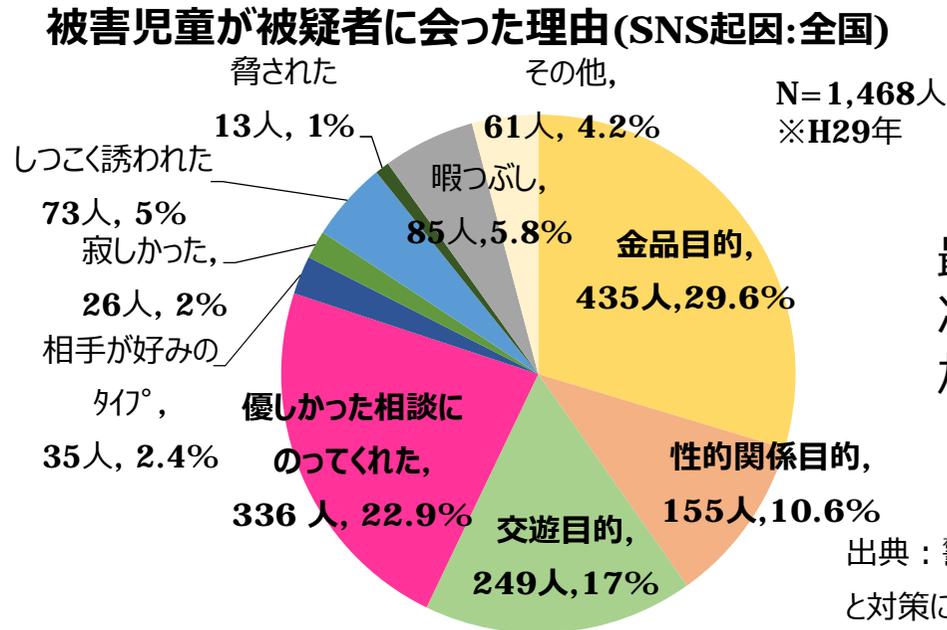


出典：警察庁「H30年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況（SNSに起因する被害状況）」

⇒SNS上で見ず知らずの大人と容易に接触することができ、人となりをよく知らない大人と直接会って被害に発展するケースが増加している。

3-2 見直しの背景②

- SNS等に起因した青少年の被害の形態は多様。



最も多い理由が「金品目的」、次いで「優しくなった相談に乗ってくれた」が多い。

出典：警察庁「H29年におけるSNS等に起因する被害児童の現状と対策について（SNSに起因する被害の現状）」

<性被害の実例>

- ① 青少年がSNS上で大人と知り合い、悩みを聞いてもらっているうちに、「会って相談に乗る」と持ちかけられ、実際に会って性交に至った。青少年は相談相手を失いたくないと思い、断り切れず性交に応じた。
- ② 青少年と大人がSNS上でやり取りを重ね親しくなった上で、会う約束して待ち合わせた後、知らない場所に連れて行かれたことで混乱し、その状況下で性行為に至った。
- ③ 青少年がSNSで知り合った大人に好意を抱き、又は性への興味を抱き、青少年から働きかけた場合、大人側は単に自己の性的欲望を満足させるために性行為に至った。

⇒ SNS等に起因した被害の中には、青少年に対する威迫等を要件とする現行規定の対象とならない事案が出現している。

4. 青少年健全育成審議会の提言

- SNS等に起因した青少年の性的搾取への対応について、府より審議会に対し問題提起。

○R1.5～ 淫行、デート援助交際等の規制の在り方について、大阪地方検察庁やスクールカウンセラー等から意見聴取を行いながら集中審議。(審議会 1回、特別部会等 7回)

【大阪地方検察庁からの意見】

- ・他府県との不均衡：多くの都道府県で規定している「青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っている」としか認められないような性交又は性交類似行為」について府条例に含まれていない。
- ・立証の問題：行為者が故意に被害者（青少年）を「威迫・欺き・困惑」させたことを否認した場合、犯罪事実の立証のためには被害者（青少年）の供述が必要となる場合が多く、青少年への負担が大きい。

【スクールカウンセラーの意見】

- ・青少年の特性：スマホの普及によりSNS上で思春期特有の承認欲求を満たす傾向にあり、危険に近づきやすくなっている。
- ・青少年の行動の傾向：ネット上の成功体験を信じて誰にも相談せずに行動する傾向がある。NG条件（身体に触れることはNGなど）を事前に提示しているので、ネットで知り合った人と会っても大丈夫だと思い込んでいる傾向にある。

【提言要旨】

第39条（青少年に対する淫らな性行為及びわいせつな行為）の見直しの方向性について、

■ 規制の対象範囲

- ・SNS等を端緒とした性被害の実態を踏まえた要件の緩和が必要。
- ・青少年が拒否できない状態又は困惑状態の下で行われる性行為等は規制の対象とすべき。
- ・青少年側から働きかけて性行為に至っても、青少年の成長に悪影響を及ぼすおそれがある場合は、規定の対象とすべきとの意見が多数。

■ 構成要件

- ・事例が積みあがっている昭和60年最高裁判決に準じた規定とすることが考えられる。

との提言をいただいた。

併せて、国への要望・教育啓発について提言をいただいた。

- 審議会からの提言を踏まえた規制の対象範囲についての府の考え方は下記のとおり。

SNS等を端緒とした性被害の実態を踏まえ、規制対象とする行為を現行規定よりも拡大。

具体的には、青少年は心身ともに発達途中であり、判断能力が未成熟であることを考慮し、

- ✓ 性被害の実例①や②のように威迫等の行為がなくても、青少年が断りづらい状態又は困惑状態の下で行われる性行為等を規制の対象とする必要がある。
- ✓ 性被害の実例③のように青少年から働きかけて性行為に至った場合であっても、青少年の性を弄ぶ心ない行為から青少年を保護するため、判断能力の未成熟さに乗じて行う性行為等や、自己の性的欲望を満足させるためにのみに行う性行為等については規制の対象とする必要がある。

【参考：性被害の実例】

- ① 青少年がSNS上で大人と知り合い、悩みを聞いてもらっているうちに、「会って相談に乗る」と持ちかけられ、実際に会って性交に至った。青少年は相談相手を失いたくないと思い、断り切れず性交に応じた。
- ② 青少年と大人がSNS上でやり取りを重ね親しくなった上で、会う約束して待ち合わせた後、知らない場所に連れて行かれたことで混乱し、その状況下で性行為に至った。
- ③ 青少年がSNSで知り合った大人に好意を抱き、又は性への興味を抱き、青少年から大人に働きかけた場合、大人側は単に自己の性的欲望を満足させるために性行為に至った。

5-2. 提言を踏まえた府としての考え方（構成要件について）

- 審議会からの提言を踏まえた構成要件についての府の考え方は下記の通り。

- ✓ 罪刑法定主義の観点から構成要件は明確にしなければならないが、詳細に規定したために処罰範囲が狭くなったり、立証のために被害に遭った青少年に負担を強いることがないよう配慮が必要。
- ✓ 昭和60年最高裁判決の「淫行」の解釈は構成要件が明確であり、規制しようとする範囲を包含していることから、この解釈に準じた規定とする。

【参考：最高裁判決（S60.10.23 福岡県青少年保護育成条例違反事件）】

※福岡県青少年保護育成条例 第10条第1項

「何人も、青少年に対し、いん行又はわいせつな行為をしてはならない。」

「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、

- ① 青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性行類似行為のほか、
- ② 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしが認められないような性交又は性交類似行為をいうものと

解するのが相当。

このように解釈するときは、処罰の範囲が不当に広過ぎるとも不明確であるともいえないことから、本件各規定が憲法31条の規定（罪刑法定主義）に違反するものとはいえない。

6-1. 条例改正（案）

- 第39条については、次のとおり条例改正を行う。

現行

第39条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 二 専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。

改正（案）

第39条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 二 青少年に対し、

威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段による、

又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象としてのみ扱っていると認められる

性行為又はわいせつな行為を行うこと。

○R1.12.17～R2.1.15 パブリックコメント実施⇒意見 3名・5件（賛成1件、反対1件、その他3件）

施行日 令和2年6月1日

*罰則（第52条）については、現行どおり。（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

なお、この条例の罰則は青少年に対しては適用しない。（第61条）

- A. 威迫・欺罔・困惑を要件とする性行為等に限定・・・大阪府、長野県、山口県
- B. 青少年の未成熟さに乗じて行う性行為等を規定・・・京都府
- C. 威迫・欺罔・困惑を要件又は単に自己の性的欲望を満足させる性行為を規定
・・・千葉県、神奈川県、三重県
- D. 「淫行又はわいせつな行為」（要件の限定なし）
・・・東京都、愛知県、兵庫県、福岡県 など **40**都道県

6-3. 条例改正（案）の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一 (同右)</p> <p>二 <u>青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段による、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象としてのみ扱っていると認められる性行為又はわいせつな行為を行うこと。</u></p> <p>三 (同右)</p>	<p>(淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止)</p> <p>第三十九条 何人も、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>一 青少年に金品その他の財産上の利益、役務若しくは職務を供与し、又はこれらを供与する約束で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）第二条第二項に該当するものを除く。）。</p> <p>二 <u>専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</u></p> <p>三 <u>性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。</u></p> <p>四 青少年に売春若しくは刑罰法令に触れる行為を行わせる目的又は青少年にこれらの行為を行わせるおそれのある者に引き渡す目的で、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。</p>

- SNS等に起因した青少年の性的搾取への対応について、府として規制できるものは今回の条例改正をもって全て整備。今後、未然防止の観点から教育・啓発に重点を置いて取り組む。
- 教育啓発については以下の3本柱で取り組む。
 - (1) SNS等インターネットを活用した啓発
 - (2) 学校や学年単位の教育
 - (3) 青少年や保護者等へ広く周知

(1) SNS等インターネットを活用した啓発 ～ネット上の問題にはネットに対応～

■ ターゲティング啓発【R2年度新規】

- ・ SNS等で特定のキーワード（援助交際・パパ活等）を検索したり書き込んだりした場合に、注意や警告の画像等を自動的に当該者の閲覧しているSNS等に発信

ターゲティング啓発の表示イメージ⇒

■ おおさかSNS子ども安心サイトの開設（R1.12.24）

- ・ SNS上での危険を回避する力を身に付けるためのスマホ対応の子ども向け啓発サイト
- ・ ネットリテラシーテスト、トラブル回避動画集、相談先一覧、保護者等大人向けメニュー（家庭でのルールづくり等）



(2) 学校や学年単位の教育 ～青少年自らが共に考える～

■ スマホ・SNS安全教室

- ・ネットトラブルの低年齢化に対応するため、府警本部サイバー犯罪対策課と連携し、主に小学生を対象に年齢の近い大学生（防犯ボランティア）が講師となる出張講座を拡充（R1年度（実績）50回⇒R2年度70回）
- ・携帯電話事業者等と連携し、児童・生徒や保護者、教員等に対し、スマホに潜む危険性やその対処方法等について教授（R1年度（実績）41回）

■ O S A K A スマホサミット

- ・スマホの適切な使用方法等を青少年自らが考え、発表するイベント。ワークショップで議論を重ねた上で、年1回発表（R1年度は小中高15校が参加。来場者300人）

■ 映像付きの教材集を作成し、府内全ての小・中・高等学校、支援学校等へ配布

- ・上記のスマホ・SNS安全教室の教材の一部や性被害等の現状・危険性を分かりやすく伝える映像教材等を収録

■ 非行防止・犯罪被害防止教室

- ・少年サポートセンター（府・府警）が小学5年生を対象に実施している本教室（H30年度：1,002校中995校で実施）において、スマホ利用時の安全対策等についても教育

(3) 青少年や保護者等へ広く周知 ～みんなで青少年を守る～

■ 子どもと大人が考える被害防止のためのフォーラム【R2年度新規】

- ・SNS等の利用実態や被害事例を青少年と保護者等で共有し、被害防止対策等について考えるためのフォーラムを開催
- 啓発キャンペーン（7月の少年非行・被害防止啓発キャンペーン等）などによる周知・啓発
- 青少年に関わる者への指導要請